

仕 様 書

契 約 番 号 令和8年度 工 第21号
工 事 名 称 下坂浜浄水場第1ろ過池No. 2逆洗水弁取替工事
工 事 場 所 長浜市下坂浜町 下坂浜浄水場

当該工事の施行にあたっては、本仕様書を遵守すること。

1 現場代理人、主任技術者及び監理技術者

- (1) 受注者は、本工事に当たり現場代理人及び主任技術者を定め、当企業団に届出書を提出して承諾を得なければならない。また、必要に応じて監理技術者を定め、届出を行うこと。なお、現場代理人及び主任技術者または監理技術者と受注者との直接的な雇用関係を確認できるもの(社会保険、雇用保険の写し等)を添付すること。
- (2) 専任の主任技術者および監理技術者は、入札執行日以前、3箇月以上の雇用関係にあること。
- (3) 現場代理人は必ず現場に常駐し、他の現場との兼務は認めない。ただし、工事準備等の行為を含め工事現場が不稼働であることが明確である期間については常駐の必要はないが、現場のパトロールの実施と常に緊急時には速やかに対応できる体制を確保しなければならない。
- (4) 主任技術者の資格は、以下のとおりとする。建設業法(第26条)による主任技術者の資格は、以下のとおりである。
 - 1) 実務経験年数による場合は、経歴書を提出すること。
 - ① 大学卒〔指定学科〕 3年以上の実務経験
 - ② 高校卒〔指定学科〕 5年以上の実務経験
 - ③ そ の 他 10年以上の実務経験
 - 2) 資格等による場合は、資格者証の写しを添付すること。
 - ① 建設業法「技術検定」
- (5) 当該工事における現場代理人と主任技術者または監理技術者を兼ねることができる。
- (6) 現場代理人は、建設業法第7条第1項第2号に定められた技術者(営業所における専任の技術者)でないこと。
- (7) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
- (8) 監督員が受注者から完成した旨の通知を受け、監督員が完成確認した翌日から契約期間満了までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、日程の都合上、契約工期満了後に検査が行われる場合は、契約工期満了後の監理技術者等の工事現場への専任を要しない。

2 施工計画書

施工計画書の作成にあたっては、「土木工事関係書類作成マニュアル(滋賀県土木交通部)」によるものとするが、本仕様書により別途規定がある場合は、その内容を追記するものとする。

また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合も、同様とする。ただし、当初請負代金額が250万円未満の工事については、「計画工程表」、「現場組織表」、「主要資材」、「緊急時の体制及び対応」及び「再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法」を提出するものとする。

3 工事の下請負人通知書

- (1) 工事の一部分を下請けさせる場合、必ず建設工事下請負人通知書を提出し監督員の承諾を得ること。しかし工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、請け負わせてはならない。
- (2) 前項の規定により通知した事項の変更があった時はすみやかに変更届を提出すること。

4 損害賠償

工事の施行に伴い通常発生する物件等の破損の補修費および騒音・振動・濁水・交通障害等による事業損失にかかる補償は、受注者の負担において行わなければならない。

また、本工事完了後においても明らかに本工事に起因する物件及び構造物等の破損の補償及び修理は、すべて本工事受注者の負担で行わなければならない。

5 コリンズ（CORINS）への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はコリンズ登録時に監督職員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

6 その他

- (1) 受注者は、地方公共団体、地域住民と、工事の施行に必要な交渉を自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。
- (2) 受注者は、工事の施行にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。また、工事の施行に関して苦情があった場合には、誠意をもってその解決にあたらなければならない。
- (3) 受注者は、前項までの交渉などの内容は、後日紛争とならないよう文書で明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- (4) 受注者は、暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに警察に通報するとともに監督員に報告すること。

7 工事期間

契約日の翌日から令和9年8月31日まで

8 工事概要

第1ろ過池N○. 2逆洗水弁の取り替え

9 工事内容等

(1) 工事内容

- ・ 図面参照

(2) 機器仕様

- ・ $\phi 400$ 電動式短面間バタフライ弁 … 1台
- ・ 両フランジ曲管 $\phi 400 \times 90^\circ$ (日水協検査合格品) … 1個
(曲管寸法は発注バタフライ弁の面間寸法による)
- ・ 7.5Kフランジ接合材 $\phi 400$ 用 … 3組
- ・ その他本体取付に必要なパッキン・ボルトなど … 1式

<既設電動バタフライ弁 $\phi 400$ >

(株)清水合金製作所製 モーター出力: 0.4kW 200V 60Hz

10 交通安全管理

(1) 安全対策費

安全対策については、道路管理者及び所轄警察署との打合せの結果により変更等が生じた場合は設計図書に関しては監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、条件変更及び受注者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(安全施設類)

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管

理者及び所轄警察署並びに地元自治会と打合せを行い実施するものとする。

道路保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合、設計図書に関して協議するものとし、設計変更の対象とする。

（２） 交通誘導員の有資格

交通誘導員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打合せ結果又は、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

なお、交通誘導員 A および B とは、公共工事設計労務単価に定める職種の定義による。

配置場所	交通規制対象工程	交通誘導員	編 成	昼夜別	交替要員の有無

（３） 交通安全法令の遵守

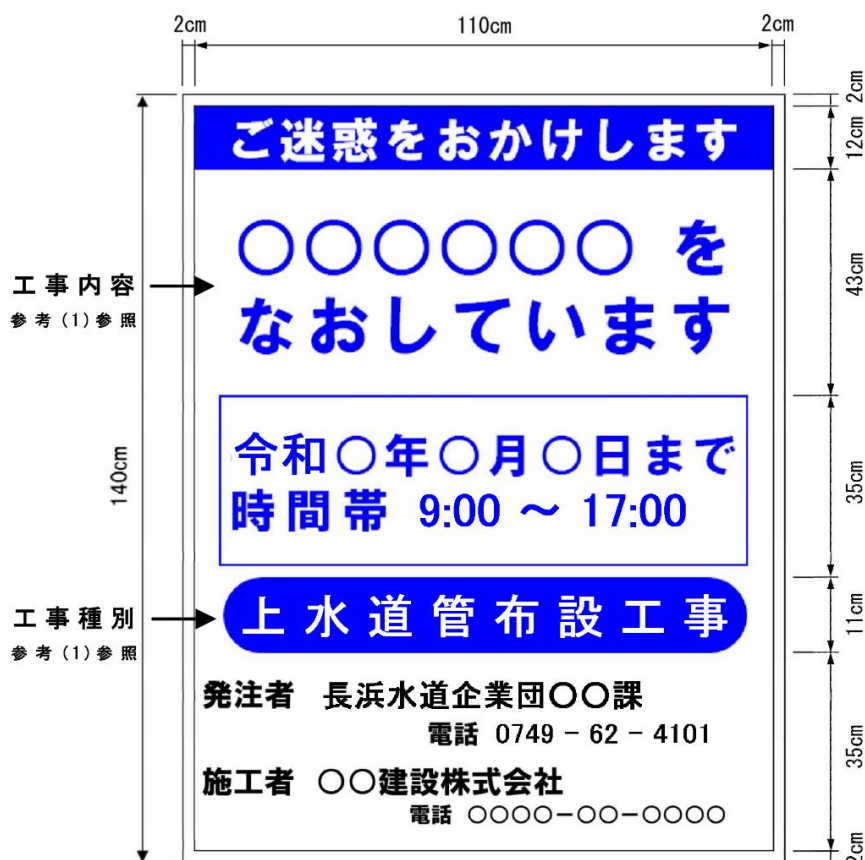
受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者および所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線および道路標示に関する命令（平成 26 年 5 月 26 日改正 内閣府・国土交通省令第 1 号）、工事現場における標示施設等の設置基準（平成 26 年 10 月 1 日一部改訂版 滋賀県土木交通部）、道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和 47 年 2 月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

（４） 工事現場における標示施設等

受注者は、工事現場における標示施設等の設置基準（平成 26 年 10 月 1 日一部改訂版 滋賀県土木交通部）に基づき、標示施設および防護施設の設置および管理をおこなわなければならない。

受注者は、工事標示板等の製作にあたって事前に「工事種別」および「工事内容」について監督職員の確認を受けなければならない。

別表様式 1 工事標示板



1 1 保証期間

本工事に係る工事目的物についての保証期間は、当企業団へ引き渡しの日から1年間とする。

引き渡しの日から起算して、1年以内に生じた受注者の責に起因する不具合については、無償にて速やかに現品の取換え、もしくは、復旧修理を行うこととする。

上記の措置を行った場合は、その都度事故の内容、原因および措置を講じた事項に関する報告書を、当企業団に提出するものとする。

1 2 その他

- (1) 機器の発注前に監督職員に使用材料の承諾を得ること。
- (2) 当工事に必要な資材、重機、工具等はすべて請負人が用意すること。
- (3) 契約書および仕様書に明記されていない事項については、当企業団と協議して定めるものとする。また、指示されていない事項であっても工事遂行上、当然必要とする事項は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。
- (4) 書類、完成図書の提出については、監督員の指示する書類を提出すること。
- (5) 工事の際は、上水道施設運用に支障がでないよう十分に配慮し、特に水質汚染に繋がる行為は行わないこと。